



豊齢だより



(公財) 仙台市医療センター 介護老人保健施設 茂庭台豊齢ホーム
仙台市太白区茂庭台 2 丁目 16 番 10 号 Ⅱ 022(281)3190 Fax 022(281)3194

令和 4 年 8 月号

❁ 園芸 ❁



3階でプランターに野菜の苗を植えました！これから夏本番ですので、たっぷり水をやりながら、成長を見守りたいと思います。収穫が今から楽しみです！

すくすく
育ちますように！



❁ ベンチサッカー ❁

夏といえばスイカです！
レクリエーションとして、スイカ型のビーチボールを使い、ベンチサッカーを行いました。ビーチボールは軽いので、あっちにいたりこっちにいたり！白熱した戦いになりました。
ひと汗かいたあとは、おやつで本物の甘いスイカを食べなら涼んでいただきました♪

❁ レストラン ❁

レストランを開催しました♪
梅雨は明けたものの、この日は雨降り。自慢の太白山も見えず残念でした。天気なので仕方ないと気分を変えて、「雨だけど美味しいものを食べると気分は晴れるね！」という素敵な考え方で楽しんでいらっしゃる方もいらっしゃいました♪
次回もお楽しみに。



面会方法について

日頃から新型コロナウイルス感染症に伴う面会制限等、感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。県内の感染拡大状況を踏まえ、令和4年1月24日より「対面式の面会」・「リモート面会（テレビ電話形式）」を一時中止しております。「窓越し面会」は、引き続き実施しております。今後日々の感染状況の動向により、対応を変更することもございますので、詳細についてはお気軽にお問合せください。

介護サービス等を利用した時の利用者負担(自己負担)割合について

介護（予防）サービス、介護予防・生活支援サービス事業の一部を利用するときの利用者負担割合は、所得に応じて1割から3割です。

- 利用者負担割合は「介護保険負担割合証」で確認することができます。
- 「介護保険負担割合証」の適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）となり、毎年7月中に市町村より新しいものが届きます。
- 同じ世帯の被保険者に異動があった場合や、市町村民税の更正が行われた場合などは、期間の途中でも負担割合が変わることがあります。負担割合が変わる場合も新しいものが届きます。
- 利用者負担割合の判定方法
 - ・第2号被保険者（40歳～64歳までの公的な医療保険に加入している方）
 - ・市町村民税非課税の方
 - ・生活保護を受給している方 } 1割負担

上記以外の方の利用者負担割合の判定方法



※ 2割または3割負担の対象者であっても、高額介護（予防）サービス費の支給対象となる場合がありますので、全員が1割負担の場合と比べて2倍、3倍の負担となるわけではありません。

※ 生活保護を受給している方は1割の「介護保険負担割合証」をお送りしますが、介護扶助により利用者負担が発生しない場合もあります。

ご不明な点は
ケアマネジャーまで

